

東日本大震災復興情報コーナー整備業務委託仕様書（事業提案時）

1 委託事業名

東日本大震災復興情報コーナー整備業務

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年2月28日（月）まで

3 事業の目的及びコンセプト

（1）事業の目的

東日本大震災の発生から10年が経過し、震災の記憶の風化が懸念されているところであるが、風化防止に向けた取組は被災県の責務であることから、引き続き被災地の情報を継続して発信していく必要がある。

そのため、本業務は、これまでの様々な媒体を活用した情報発信に加え、庁内外から収集した復興情報等を発信する拠点を整備し、県民及び来県者等に対する情報発信を強化することで、震災の記憶の風化防止を図ることを目的としている。

（2）コンセプト

以下の3点をコンセプトとして、効果的かつ実効性のある情報発信を行う。

- イ 東日本大震災の被害状況や復興の取組等の復興関連情報を入手できる。
- ロ 県庁内及び県内市町村の復興に関する広報紙や映像等のコンテンツを閲覧・視聴できる。
- ハ 記録紙や記録映像等を閲覧・視聴するだけでなく、来庁者参加型のコンテンツにより、来館者自身が能動的に復興情報を入手できる。

4 業務概要

宮城県庁行政庁舎18階にある「県政広報展示室」内に設置している「東日本大震災復興情報コーナー」を移設・リニューアルする。

（1）開設場所

県政広報展示室（宮城県庁行政庁舎18階）の一部

（2）コーナーの概要

- イ 東日本大震災の被害状況や復興の進捗状況等の復興関連情報の発信
- ロ 東日本大震災関連図書等の展示・配布
- ハ 東日本大震災関連映像記録等の上映

(3) 事業者提案を求める内容

イ コーナーの移設（移設先の県民栄誉賞パネル展示コーナーの表彰者パネル等の移設を含む）

ロ 上記「(2) コーナーの概要」で挙げたコンテンツの展示・上映方法

ハ 子ども向けのコンテンツ（デジタル、アナログは問わない）

※新型コロナウイルス感染症の感染対策に配慮した内容であること。

(4) 設備について

既存設備については、原則、再利用することとする（ただし、大型パネルは残し、表彰者のパネルは着脱可能な状態にして移設する）。また、新たに導入する設備については、最低1年間の動作保証を付けることとする。

(5) リニューアル日（予定）

令和4年3月1日（火）

(6) 工事期間（予定）

令和3年11月下旬から2月末日まで

(7) その他

イ 改修により生じる不要品等の撤去工事一式及び処分についても同時に行うこととする。

ロ 展示物の素材（記録紙、映像、画像等）については、原則、県が提供するものとする。

ハ コーナーへの常駐人員の配置はしないこととする。

5 その他

(1) 本業務において発生する、設置・撤去工事、並びに不要品の処分等で生じる費用については、全て受注者負担とする。

(2) 受注者は、本業務の遂行に際しては、審査会で選定された事業提案書を基に、業務実施スケジュール、業務実施手法等の内容について、県と協議した上で決定することとする。